

## 議案第8号

令和3年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度神崎町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ653,700千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月8日提出

神崎町長 椿 等

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
6 繰入金		107,545	924	108,469
	1 一般会計繰入金	106,322	924	107,246
7 繰越金		1	29,476	29,477
	1 繰越金	1	29,476	29,477
補正されなかった款項に係る額		516,977	0	516,977
歳入合計		623,300	30,400	653,700

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 総 務 費		24,298	745	25,043
	1 総 務 管 理 費	20,575	745	21,320
4 基 金 積 立 金		5	11,410	11,415
	1 基 金 積 立 金	5	11,410	11,415
5 諸 支 出 金		103	18,245	18,348
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	102	18,206	18,308
	2 繰 出 金	1	39	40
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		602,617	0	602,617
歳 出 合 計		623,300	30,400	653,700

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	構成比%
6 繰入金	107,545	924	108,469	16.6
7 繰越金	1	29,476	29,477	4.6
歳入合計	623,300	30,400	653,700	100.0

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	補正額の財源内訳					構成比%
				特定財源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
1 総務費	24,298	745	25,043	0	0	0	745	3.9	
4 基金積立金	5	11,410	11,415	0	0	0	11,410	1.8	
5 諸支出金	103	18,245	18,348	0	0	179	18,066	2.9	
歳出合計	623,300	30,400	653,700	0	0	179	30,221	100.0	

2. 歳入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 低所得者保険料軽減繰入金	6,329	179	6,508	1 低所得者保険料軽減繰入金	179	・低所得者保険料軽減繰入金 179
4 その他一般会計繰入金	25,143	745	25,888	1 職員給与費等繰入金	570	・職員給与費等繰入金 570
				2 事務費繰入金	175	・事務費繰入金 175
計	106,322	924	107,246			

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	29,476	29,477	1 繰越金	29,476	・前年度繰越金 29,476
計	1	29,476	29,477			

3. 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	20,575	745	21,320				745	1 報酬	138	○ 一般管理費 <b>745</b> 報酬 <b>138</b> ・法人監査指導補助員報酬
								2 給料	20	給料 <b>20</b> ・一般職給
								3 職員手当等	360	職員手当等 <b>360</b> ・時間外勤務手当 200 ・期末手当 65 ・勤勉手当 95
								4 共済費	214	共済費 <b>214</b> ・共済組合負担金 190 ・社会保険料 24
								8 旅費	13	旅費 <b>13</b> ・費用弁償
計	20,575	745	21,320				745			

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 介護保険財政調整基金積立金	5	11,410	11,415				11,410	24 積立金	11,410	○ 介護保険財政調整基金積立金 <b>11,410</b> 積立金 <b>11,410</b> ・介護保険財政調整基金積立金
計	5	11,410	11,415				11,410			

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

3 償還金	1	18,206	18,207			179	18,027	22 償還金利子及び割引料	18,206	○ 償還金 <b>18,206</b> 償還金利子及び割引料 <b>18,206</b> ・国・県補助金返還金 55 ・介護給付費交付金返還金 1,193 ・地域支援事業支援交付金返還金 476 ・介護給付費負担金返還金 15,456 ・地域支援事業交付金返還金 1,026
計	102	18,206	18,308			179	18,027			

(款) 5 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	1	39	40				39	27 繰出金	39	○ 一般会計繰出金 <b>39</b> 繰出金 <b>39</b> ・一般会計繰出金
計	1	39	40				39			

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 一般職

#### (1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(7) 2	3,093	5,675	3,905	12,673	2,230	14,903	
補正前	(6) 2	2,955	5,655	3,545	12,155	2,016	14,171	
比 較	(1)	138	20	360	518	214	732	

※( )内は、短時間勤務職員について外書きしたものである。

職員手当 の内訳 (千円)	区 分	管 理 職 手 当	管理職特別 勤務手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	期末勤勉 手 当	児童手当	住居手当	日直手当
	補正後				204		700	2,737		264	
	補正前				204		500	2,577		264	
	比 較						200	160			



ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( ) 2		5,675	3,426	9,101	1,788	10,889	
補正前	( ) 2		5,655	3,066	8,721	1,598	10,319	
比 較	( )		20	360	380	190	570	

※( )内は、短時間勤務職員について外書きしたものである。

職員手当 の内訳  (千円)	区 分	管 理 職 手 当	管理職特別 勤務手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	期末勤勉 手 当	児童手当	住居手当	日直手当
	補正後				204		700	2,258		264	
	補正前				204		500	2,098		264	
	比 較						200	160			

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(7)	3,093		479	3,572	442	4,014	
補正前	(6)	2,955		479	3,434	418	3,852	
比 較	(1)	138			138	24	162	

※( )内は、短時間勤務職員について外書きしたものである。

職員手当 の内訳  (千円)	区 分	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期末手当	日直手当
	補正後				479	
	補正前				479	
	比 較					

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	20	給与改定に伴う増減分			
		昇格等に伴う増減分	20	昇給に伴う増	20千円
		その他の増減分			
職 員 手 当	360	制度改正による増減分			
		その他の増減分	360	時間外勤務手当 期末勤勉手当	160千円 200千円

※この表には、会計年度任用職員を含まない。

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
令和3年8月1日現在	平均給料月額(円)	236,300	
	平均給与月額(円)	288,589	
	平均年齢(歳)	33.5	
令和3年1月1日現在	平均給料月額(円)	228,050	
	平均給与月額(円)	264,011	
	平均年齢(歳)	32.5	

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	技能労務職(円)	国 の 制 度		
			行政職(円)	職(円)	職(円)
高 校 卒	154,900	146,100	150,600		
大 学 卒	188,700		182,200		

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和3年8月1日現在	1 級	( )	( )	1 級	( )	( )
	2 級	( ) 2	( ) 100.0	2 級	( )	( )
	3 級	( )	( )	3 級	( )	( )
	4 級	( )	( )	4 級	( )	( )
	5 級	( )	( )	5 級	( )	( )
	6 級	( )	( )	6 級	( )	( )
	7 級	( )	( )	7 級	( )	( )
	計	( ) 2	( ) 100.0	計	( )	( )
令和3年1月1日現在	1 級	( ) 1	( ) 50.0	1 級	( )	( )
	2 級	( ) 1	( ) 50.0	2 級	( )	( )
	3 級	( )	( )	3 級	( )	( )
	4 級	( )	( )	4 級	( )	( )
	5 級	( )	( )	5 級	( )	( )
	6 級	( )	( )	6 級	( )	( )
	7 級	( )	( )	7 級	( )	( )
	計	( ) 2	( ) 100.0	計	( )	( )

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一 般 行 政 職 技 能 労 務 職	主 事 技 師 保育士 用務員 調理員 運転手	主 事 技 師 保育士 用務員 調理員 運転手	主 任 主 事 主 任 技 師 主 任 保 育 士 主 任 用 務 員 主 任 調 理 員 主 任 運 転 手	副 主 査  主 任 用 務 員 主 任 調 理 員 主 任 運 転 手	係 長	課 長 補 佐 局 長 補 佐 所 長	課 長 局 長 室 長

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			一般行政職	技能労務職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	2	2		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	2		
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	1	1	
		5号給 (人)	1	1	
比 率 (B)／(A) (%)	100.0	100.0			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	2	2		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	2		
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	2	2	
		5号給 (人)			
比 率 (B)／(A) (%)	100.0	100.0			

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		
補 正 前	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		
国 の 制 度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		

※( )は再任用職員に係る支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	神 崎 町 全 域
支給率 (%)	
支給対象職員数 (人)	
国の指定基準に 基づく支給率(%)	

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般行政職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (令和3年8月1日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫作業手当、行旅病死入取扱手当		

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	異	県の制度と同じ